

様式第 3 号（第 7 条関係）

会 議 録

1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会

2 開催日時 令和 8 年 7 月 2 日（木） 午後 1 時 30 分から 4 時 00 分まで

3 開催場所 本庁舎 4 階 政策会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委 員

太田啓文、石川昭、加藤尚弘、三枝康成、田中道夫

(2) 執行機関

長谷川昌人、丹治雅人、小林正道、鬼澤香枝、鈴木美和、田多井健志、坂下修、菅原慎吾、山本聖子、五来真実、畑岡正彦、折本秀明、武田良樹、市毛雄太、江幡和也、前島広治、佐藤誉幸

5 議題及び公開・非公開の別

(1) 格付工種の落札状況について（非公開）

(2) 令和 7 年度下期の契約状況について（非公開）

(3) 令和 7 年度下期抽出案件審議（8 件）（非公開）

6 非公開の理由

会議の内容に水戸市情報公開条例第 7 条第 3 号アに掲げる不開示情報が含まれるため。

7 傍聴人の数 0 人

8 会議資料の名称

(1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（8 件）一覧

(2) 抽出案件説明書

意 見 ・ 質 問	説 明 ・ 回 答
[抽出案件について] 1 県単土改第1号狭間池地区ため池整備工事について ・ 入札辞退をしている4社について、辞退の理由を確認しているか。 ・ 無効となった2社について、水戸市財務規則第120条のどの項目に該当し無効になったのか。 ・ 最低制限価格・予定価格は事前に公表しているのか。 ・ 最低制限価格をわずかに下回って失格となった業者がいるが、最低制限価格を算定する基準や計算式の公表はされているのか。 ・ 一番低価格でかつ最低制限価格に近い業者が落札できていない状況であるが、最低制限価格の計算式にランダム係数を入れる合理性はあるのか。	・ 辞退の届出のみで、辞退の理由を付すことは求めておりません。 ・ 今回無効の扱いとしているのは辞退の届出なく札入れをしていなかったためです。事前の公告の際に、辞退届が提出されずに札入れをしなかった場合は無効の扱いとする旨記載した入札説明書を添付しています。水戸市財務規則第120条第6項に該当します。 ・ 最低制限価格を設定することは公告の中で明示しておりますが、その金額については事後公表です。予定価格は事前公表しております。 ・ 最低制限価格の設定の方法について、水戸市ホームページでも計算方法等明示しておりますが、最後にランダム係数という0.9950から1.0050までの数値が機械的に設定され案件ごとに掛けられるため、最終的な最低制限価格は分からない形になっています。 ・ 最低制限価格は、この額を下回りますと適正な施工履行の担保が取れず、下請業者にしわ寄せがいたり、不良な工事になったりする可能性があるため、設定しています。コンピューターで無作為に設定された係数をさらに掛けることにより、価格を予測できず、より公平性・透明性を担保する目的でランダム係数を設けています。

意見・質問	説明・回答
・ 辞退・無効者数が 8 社中 6 社ということにどのような要因が考えられるか。 ・ ランダム係数について、係数の幅の公表はしているのか。 ・ 無効というケースは珍しくなく時々ある事象なのか。無効に至らないよう注意喚起をしたりコンタクトをとることはされているのか。また、無効の場合その後の入札に対しペナルティーは課せられるのか。 ・ 一般競争入札に手を挙げたが、実際は辞退をするケースは多いのか。それを悪用する懸念はないのか。	・ 今回の案件が農業用ため池の施工で、農閑期中に施工をするもので、農業用水貯水までに実施する必要がありました。そのため、施工期間の制約等が他の現場と比較して厳しく、札入れを敬遠したのではないかと推測しております。 ・ はい、ホームページに記載しております。 ・ 私どもが各入札参加者へ何か働きかけをすることはありません。未届による無効は他入札案件でも生じている状況です。ペナルティーの制度は設けてございません。 ・ 具体的に統計はとっておりませんが、まああることでございます。電子入札では、業者は手を挙げた数は何社か分からない状況で開札までいきますので、そういった懸念はないと思います。
2 都市計画道路 3・4・5 号偕楽園公園上水戸線（2 工区）道路改築工事について 6 公共下水道常磐第 2 排水区枝線（4－1 工区）工事について ・ 入札説明書の評価点算定方法について、「同種・類似工事」についての記載があるが、いわゆる面積等ボリュームベースで設定しているのか。 ・ 合冊入札を積極的に設定しているのか。	・ はい、基本的にはコリンズ検索ができるもので、対外的に評価しやすいものを設定するようにしております。 ・ 合冊入札について試行導入をしておりますが、ホームページで要綱等を示しておりますが、同一の現場・工種・時期で一度にできる工事に対しては合冊入札として設定しています。

意見・質問	説明・回答
・落札者決定基準の価格以外の評価項目加点について、その基準は基本的に一定で、工事によって調整がされるということはないのか。工事成績評定に一番重みがあって、ここで落札者が決まる算段なのか。 ・入札説明書の評価点算定方法について、配置予定技術者の資格ということで、1級土木施工管理技士に1.0点と記載されているが、2級土木施工管理技士に0.5点等の配点はしないのか。国や県の場合だと1級と同等の有資格者について加点しているケースがある。 ・入札説明書の評価点算定方法について、週休2日制工事の施工実績の部分に「現場閉所日確保率100%」との記載があるが、これは週7日のうち2日現場を閉所していたかの一点をもって基準としているということか。現場を完全に閉所する場合に点数が高くなることに合理性はあるのか。 ・評価値をみると、落札業者との差が0.005で極めて僅差の業者があるが、絶対評価として僅差でも上回れば決定というルールになっているのか。	・参加業者が市外に及ぶ場合につきましては、地域内拠点の有無で1.0点変わるということはありませんが、それを除けば同じ評価項目で実施しております。配点につきましては、成績評定、企業の施工実績、週休2日の施工実績までを企業の施工能力と決めており、4.5点としています。その次の配置予定技術者の施工経験・資格、優良工事の受賞までを4.0点、それ以降地域貢献度について5.0点としており、茨城県や他市の事例を参考に大項目として満遍なく配点を設定しています。 ・2級土木施工管理技士に配点するというのは特段設けてごさいません。水戸市としては、施工技術要件を評価する上で1級土木施工管理技士を求めたい、それをよく評価したいという意図でこのように設定していますが、今後は他市の事例をみながら研究していきたいと思います。 ・おっしゃるとおり、7日のうち2日休むよう取り組んでいた場合は加点の対象となります。この案件については少々厳しい条件での運用になっていますが、改正が年々行われており、現在水戸市では4週8日等の緩和した上での休日確保という運用も実施しています。 ・おっしゃるとおりです。

意見・質問	説明・回答
・評価結果の加点というのは、0.1 刻みか。各項目によって刻みが違うということか。 ・評価調書の価格以外の評価結果について、企業の施工実績が4社0.0点、配置予定技術者の施工経験が全社0.0点となっている。施工実績・経験がある業者がもっとあったほうが発注者として安心できるのではないかと思うが、点数の重みを変える等はしないのか。 ・施工実績を求める際の基準はあるのか。	・緊急対応又は防疫業務の活動の最小は0.2単位、週休2日制工事の施工実績の最小は0.5単位となっており、各項目によって刻みが違います。入札説明書に記載があるとおりの、若手従業員の現場代理人としての活用がある場合には1.0点、若手従業員の新規雇用がある場合には0.5点というように、配点に差をつけています。 ・評価項目の設定を案件ごとではなく大枠で決めてしまっているのが案件ごとに重みを変えるというのは今の水戸市の運用とはしておりません。技術の配慮を求めたい案件につきましては、入札参加時に施工実績を求める等入りの部分で施工実績者を縛り、さらに直近5年で実績がある場合は加点するという運用をしております。 ・下水道の推進工事などの特殊な施工等技術力で実績を問われるものについては、入札参加要件として求めます。また、同種・類似工事の過去の水戸市における経験も踏まえて、大規模な工事であればその実績・経験を問うという形で運用しており、公告に明示をした上で入札を行っています。今回の案件につきましては、下水道工事が開削のみですので、施工実績は求めておりません。

意 見 ・ 質 問	説 明 ・ 回 答
・ 総合評価の加点について、企業として実績がある中で若手や女性をより雇用している方を選ぶと点数が高くなるというのは分かるが、企業の実績はないが若手や女性を雇用していて1.0点の業者と、若手や女性を雇用していないが企業の実績があり1.0点の業者が、対等な点数になっている。評価の基準としてどのように点数の振り分けをしているのか。 ・ 施工実績を求める場合と求めない場合で、企業の施工実績の1.0点というのは変わってくるのか。 ・ 工事成績評定が最も配点が高いが、今回の案件でいうと、評価対象工事は令和2年度から令和6年度に完成した工事ということで、年数が経っていけば徐々に後ろにずれていくということか。	・ その企業の施工能力・実績については、工事成績の評点を含めて評価しております。その上で、社会的な地域貢献等の要素も企業の在り方として評価すべきだということで、水戸市だけではなく茨城県や他市でも同様な評価をしています。おおむね他市と同等の比率になっていると認識しています。 ・ 入札参加条件と総合評価の加点とは全く分けて考えておりますが、入札参加条件で設定した内容を加味した上で、同種・類似の設定をするようにしています。 ・ おっしゃるとおりです。評価対象年数は1年ごとにずれていきます。
3 水戸市公設地方卸売市場監視カメラ更新工事について ・ 1回目の入札で2社しか応札がなかったのは何か応じにくい原因があったのか。最低制限価格が2社とも下回っているのは、最低制限価格の決め方が低すぎたのではないかという懸念に対し御見解をいただきたい。	・ 電気通信工事の年間での発注件数が少ないため、名簿登録している業者がまず少なく、電気工事を兼ねている業者が多いと見受けられます。今回通信という工種での発注ですが、発注時期が繁忙期である11～12月であったため、専任できる技術者が不足していたというところで手を挙げる業者が少なかったと推測しております。また、最低制限価格の設定につきましては、本市におきましても、国等の設定基準を遵守して算出しておりますので、適正な価格設定であったと考えます。

意見・質問	説明・回答
・入札の企業数が少ないと見込まれる入札については、繁忙期を避ける等の調整はできなかったのか。今回の通信工事と一体になってできる工事はなかったのか。 ・1回目入札の際、最低制限価格を下回ったから失格になったことは入札した業者に知らせているのか。 ・2回目の入札の際、1回目の入札に参加していたうちの1社が不参加となっている理由について確認をしているのか。	・公設地方卸売市場については、他工事もありまして、事業課としても他工事の発注時期を鑑みながらの調整のところでもう少し時期をずらせれば良かったと考えております。他工事につきましても地盤改良工事や建築工事もありましたが、供用中の施設における全体的な事業スケジュールを検討の上で今回はこの工種のみでの発注になっています。 ・入札した方には最低制限価格を下回って失格という旨の通知をしています。 ・特段ヒアリングはしておりませんので、分かりません。
4 水戸城跡周辺地区法面整備に伴う地質調査委託について ・総括表をみると、水戸城跡周辺の法面に関して、地形測量委託、擁壁点検委託、そして今回の案件の地質調査委託の3件全て同一業者が落札されているが偶然そうだったのか。 ・指名された業者の入札金額が拮抗しているのは理由があるのか。 ・請負業者指名（推薦）決定伺いの推薦理由に記載されている「⑧工事等に必要な技術水準と同程度以上の履行実績がある」の部分について、履行実績は何で確認するのか。また、地質調査に必要な資格をもっているかは事前に確認して指名しているのか。	・あくまでも入札の結果としてこの業者が落札されたということです。 ・推測になりますが、予定価格が公表されている点と本案件が官積算の設定になっている点から、積算の精度が高いものになったと考えます。 ・工事ですとコリンズ、委託ですとテクリスへの実績確認は所管課でしていると考えます。基本的に地質調査に必要な資格要件というのは確認して指名はしております。

意見・質問	説明・回答
5 国補公共下水道城東第1排水区枝線（2－1工区）工事 ・価格以外の評価項目の評価点は各企業がある程度把握できるものか。 ・入札説明書における同種と類似の設定はどうしているか。 ・密閉型中大口径管推進工というのは一般的な推進工法か。 ・登録基幹技能者の活用について、種類は指定していないのか。 ・他企業の評価点というのも、ある程度推測はできるものなのか。 ・公告にある設計業務等の受注者との関連がないことについての条件はなぜか。	・各企業にて自社の評価点は把握しています。その上で落札可能な金額を入札していると考えています。 ・同種については設計計上されている延長と同程度に設定しており、類似については同種の70%で設定しています。 ・一般的な推進工法です。 ・現在の水戸市の運用では種類の指定はしておりません。工事に含まれている工種に関する技能者であれば活用対象としています。 ・工事成績評定に関しましては、参加する会社及び社数も違うため分かりません。それ以外の評価項目については過去の入札結果等で、ある程度推測はできると思われます。 ・公表されていない設計情報により有利になってしまうことも想定されるため条件に入れています。
7 公共下水道双葉台処理分区私道枝線（4－2工区）工事 ・多くの業者が辞退や無効になったと考えられる原因は何か。	・各業者の手持ち工事の状況や利益等を考慮した結果だと推測されます。
8 配水管布設替工事（第21号） ・随意契約理由の「安全適切な施工を確保」や「工期の短縮、費用の縮減」とは、具体的にはどういうことか。	・随意契約を行うことで本体工事の施工範囲や進捗との調整が密にできるため、安全な施工及び工期短縮が可能となります。また、最低限の土工事の計上での費用削減や一般管理費及び本体工事の請負比率を考慮した経費調整により費用の削減になります。

意見・質問	説明・回答
・ 随意契約により競争原理が働かないことについてどう考えているか。 ・ 本体工事は競争入札か。 ・ 随意契約の予定価格は公表しているのか。 ・ 見積額が予定価格を超える場合についてはどのようにするか。 ・ 今回の予定価格というのは通常に発注した予定価格と同じなのか。 ・ 水道と土木では経費率等が違うが経費調整はどのようにしているのか。 ・ 今回のこの随意契約では、見積り 1 回目で決まったのか。 ・ 随意契約の請負比率が高いのは、経費調整方法について知っているからか。	・ 競争入札による入札額の低下分については、随意契約については経費調整により本体工事における請負比率をかけているため考慮されていると考えます。また、施工範囲や施工の進捗等の調整を考慮すると、本体工事施工者との随意契約が適切であると考えています。 ・ 競争入札により受注しています。 ・ 事後公表です。 ・ 見積合わせは 3 回まで行えますので、その中で予定価格以下になれば決定となります。 ・ 競争入札による予定価格と異なります。官積算により工事費を算出した上で、一般管理費及び本体工事の請負比率による経費削減した結果が今回の予定価格となっています。通常、競争入札の予定価格は随意契約の予定価格より高くなります。 ・ 積算体系が同一であることから一般管理費のみを調整しています。 ・ 調書のとおりの 1 回目で、予定価格を下回っていたため決定となっています。 ・ 経費調整については積算基準書に示されています。また積算精度が上がっていることもあるため、見積合わせでは請負比率が高くなる傾向になります。